【お知らせ】新物効法に関する政令が閣議決定されました。（日本倉庫協会メルマガ　Vol.616）

表題の件について、日本倉庫協会よりメルマガの送付がありましたのでお知らせ致します。

今般、国土交通省では、新物効法の一部（特定事業者に対する義務付け等）の施行期日を定める政令及び法施行に伴う関係政令の整備に関する政令が閣議決定されたことを公表いたしましたので、お知らせいたします。

詳細につきましては、以下のURL（会員専用ページ）をご覧ください。

URL：<https://www.nissokyo.or.jp/member/news/detail/1037/>